

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300402003	30年4月2日	30年4月24日	30年6月15日	エコファーマーの対象拡大(自然エネルギーを利用する農業者)	・自然環境を利用した体制づくりを進めるうえで、生産者の保護と農家所得向上につながる施策が必要と考え、自然エネルギーを利用する農業者への優遇措置を目的としたエコファーマー制度の対象を拡大 ・現行のエコファーマー認定要件とは別に、自然エネルギーを利用する農業者を認定要件とするよう、提案する。	民間企業	農林水産省	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」は、「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進することで、環境と調和のとれた農業生産の確保や農業の健全な発展を図ることを目的としています。 エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」において定義されている「持続性の高い農業生産方式」に取り組みすることを内容とする導入計画を作成し、都道府県の認定を受けた農業者の愛称です。 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の定める「持続性の高い農業生産方式」は、土づくり技術、化学肥料低減技術、化学合成農業低減技術の3技術の全てに取り組み生産方式を指します。	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	対応不可	ご提案は自然エネルギーを利用する農業者への優遇措置として、エコファーマーの制度の対象を拡大すること、及び自然エネルギーを利用する農業者を新たな認定要件とすること、を求めているものと認識しております。 提案の自然エネルギーの利用は、土づくり技術、化学肥料低減技術、化学合成農業低減技術を利用するものではないため、自然エネルギーを利用する農業者を、エコファーマー制度の対象とすること、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の下で認定することはいずれも困難です。	
300416004	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	農用地区域の一部を削除する新たな制度を創設すること	【要望内容】生産性を高める設備を導入する場合に限った、農用地区域の一部を削除する新たな制度の創設 【理由】省力化、省エネ化設備を新たに導入するために工場の拡張を行なおうとしても、その工場に隣接する農地が農用地区域である場合、農地転用が認められず、拡張できない場合がある。 このため、企業が生産性向上に資する設備投資(例えば、生産性向上特別措置法(案)における固定資産税の減免対象となる設備)を行うために、隣接農地への工場の拡張が必要な場合などは、農用地区域の一部を削除(全面的に削除するのではなく、必要最小限の部分のみを削除する)を認める新たな制度を創設する必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	既存の工場を拡張するため、拡張用地が農用地区域内の農地を含む場合、農用地区域から除外が必要です。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	現行制度下で対応可能	御提案の隣接農地への工場の拡張が必要な場合等における農用地区域の一部除外(全面的に除外するのではなく、必要最小限の部分のみを除外する)については、現行制度において、通常必要とされる面積等からみて過大なものではないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること等の一定の要件を満たす場合には、可能です。 また、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過して、上記の要件を満たさない場合であっても、地域の農業振興の方向性と調和を図りながら、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)又は地域未来投資促進法(平成19年法律第40号)を活用することにより、農用地区域からの除外が可能であり、国としても御相談に応じてまいります。	
300416008	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	農業者・消費者の双方がメリットを受けられる農作物の流通構造を確立すること	【要望内容】ア、中央卸売市場への民間参入イ、「商物一致の原則」「卸売業者の第三者販売の原則禁止」などの規制の撤廃 【理由】産直取引、契約栽培、ネット通販などの取引形態の多様化により、既に農作物の流通量の半数が市場外で取引されている現状にある。 このため、自治体のみが運営できる中央卸売市場への民間参入を認めるとともに、市場内で現物の物品を売買しなければならない「商物一致の原則」などの規制を緩和し、農業者と消費者の双方がメリットを受けられる流通構造を確立する必要がある。 あわせて、市場内に、「道の駅」などの販売スペース、食堂、給食センター等を設置するといった、卸売市場の多機能化を可能とする法整備も検討する必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	中央卸売市場を開設できるのは、都道府県又は人口20万人以上の市等の地方公共団体に限定されています。 また、中央卸売市場においては、卸売業者について、①仲卸業者及び売買参加者以外への売(第三者販売)の原則禁止、②市場外にある物品の卸売の原則禁止(商物一致の原則)、③卸売の相手方としての買受(自己買受け)の禁止の規制が設けられているとともに、仲卸業者については、④卸売業者以外の者から買入れ販売を行うこと(直荷引き)が原則として禁止されています。	卸売市場法第8条、第37条、第39条、第40条、第44条	対応	平成30年6月15日に成立した「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」では、 ① 中央卸売市場についても、差別的取扱いの禁止や取引条件・結果の公表など公正な取引の場として必要な取引ルールを遵守すること等を要件とする認定を受ければ、地方公共団体のみならず民間も開設主体になれることとしています。 ② 第三者販売や直荷引きの原則禁止、商物一致の原則、自己買受けの禁止の取引ルールについて、国が全国一律に規制することを廃止し、卸売市場ごとの実態に合わせて柔軟に定めることができるようにしています。 なお、卸売市場法上、市場内に販売スペースや食堂等を設置することを禁止する規定はなく、卸売の業務に支障を来さないことを前提とした上で、地域の小売業者等との商業調整を踏まえ、開設者の判断により設置することは可能となっています。	
300416009	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	農地中間管理機構(農地バンク)の実績を検証すること	【要望内容】農業者の担い手確保に向けた農地中間管理機構(農地バンク)の実績の検証 【理由】農業者を意欲ある担い手に貸し出す「農地中間管理機構(農地バンク)」の平成28年度の新規転貸面積は約43,000haと、前年度比約6割に純化した。この実績を検証し、制度の利用が進まない原因を特定したうえで、担い手確保に向けた効果的な対策を講じる必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	農業を成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化をさらに加速化することが必要であり、平成35年までに、担い手の農地利用割合を現在の5割から8割まで拡大させることとしています。 このため、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、都道府県段階に公的な農地の中間的貸付先として農地中間管理機構を整備することとし、平成26年度から事業を開始しています。 機構は、平成29年度には4.7万haの貸付けを行い、事業開始からの累積では、18.5万haの貸付けを行っています。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	検討に着手	機構事業の手續の煩雑さの解消など5年後見直しに向けた検討を、機構の実績の検証をしつつ進め、担い手への農地集積を加速化してまいります。	◎
300416010	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	株式会社による農地の直接所有を認めること	【要望内容】農業者の担い手確保のための株式会社による農地の直接所有 【理由】農業従事者が高齢化し、農業者の担い手がおらず、耕作放棄地が増加している。農業者の担い手として参入したい企業があるが、リースした土地では、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声がある。 農業の大規模化・集約化を進め、生産性・収益性を高めるためにも、国家戦略特区である兵庫農養父市で認められている株式会社による農地の直接所有を、全国で認める必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の過半を占めること。 ④ 役員のうち半が農業に常時従事する構成員であること等。 また、上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が、平成28年9月に施行されたところ。 なお、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されたところ。 さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫農養父市において行うこととしたところ。 農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないといった農業・農村現場の懸念があることから、まずは、これらの見直しの現場での実施状況を見てまいりたいと思念があります。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300416011	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	所有者不明山林対策を講じること	【要望内容】 森林経営の大規模化・集約化の障害となっている所有者不明山林対策 【理由】 所有者不明の山林は、森林経営の大規模化・集約化の最大の障害となっているため。①地籍調査の徹底、②公示を経て市町村が経営・管理する仕組みの創設、③航空レーザ計測による広域的な3D森林データの作成と一元的な提供、等を早急に行う必要がある。	日本商工会議所	農林水産省 国土交通省	【a】について 地籍調査は、国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づき、市町村等が実施主体となって進められていますが、平成29年3月末時点で全国の面積ベースでの進捗率は約52%である一方、山村部の進捗率は約45%と低くなっており、山村部での地籍調査が遅れている主な原因としては、高齢化等の進展による兼業確度が困難な地域の増加や急峻な地形等により、土地所有者等の立会いが困難であること等が挙げられます。 【b】について 森林法において、共有林で一部の所有者が不明の場合であっても、県知事裁定を経て所有者自ら伐採・造林を行うことができる制度を設けています。 【c】について 航空レーザ計測等のリモートセンシング技術の活用に関するガイドラインの作成や、森林情報を共有する森林クラウドシステムの導入に向けたシステム仕様やデータ形式の標準化等の取組を実施しています。	【a】について 国土調査法第2条、第6条の4、第9条の2 【b】について 森林経営管理法(平成31年4月1日施行) 【c】について -	【a】について 地籍調査については、市町村等が実施主体となって、地域の状況等を勘案しつつ対象地区等を設定し、順次調査を進めていくものであり、地籍調査を実施することについて規制が存在するものではないと考えております。 なお、現在、地籍調査は平成22年に閣議決定された第6次国土調査事業計画に基づき進められていますが、平成29年3月末時点で全国の面積ベースでの進捗率は約52%である一方、山村部の進捗率は約45%と低くなっており、山村部での地籍調査が遅れている主な原因としては、高齢化等の進展による兼業確度が困難な地域の増加や急峻な地形等により、土地所有者等の立会いが困難であること等が挙げられます。 国としては、特に進捗が遅れている山村部において、空中写真測量技術等の新技術を導入することにより、現地調査を可能な限り省略した調査手法の導入を検討しており、引き続き地方公共団体等と連携し、地籍調査の推進を図ってまいります。 【b】について 森林経営管理法(平成31年4月1日施行)において、森林の集積・集約化にあたり、所有者不明森林、共有者不明森林について、市町村による探索、公告、都道府県知事による裁定等の手続きを経て、市町村に森林の経営管理を行う権利を設定する仕組みを措置することとしています。 【c】について 航空レーザ計測、森林情報の共有のための森林クラウドシステムの導入等を支援しているところです。		
300416012	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	森林経営の大規模化・集約化のための環境を整備すること	【要望内容】 ア 森林/バンク(仮称)の創設 イ 森林に関する専門人材の育成・確保と市町村への配置 ウ 林業機械の共同利用を推進する仕組みの構築 【理由】 ア 森林/バンク(仮称)の創設 経営意欲に乏しい森林所有者が多く、民間では民有林の集積・集約化が進みにくい。市町村が間に立って集積・集約し、意欲ある経営者に貸し出す森林バンク(仮称)を創設する必要がある。 また、森林GISについて、個人情報保護の観点から森林の所有者情報が公開されていない等の使い勝手の悪さを指摘する声があるため、森林/バンク(仮称)が、所有者情報を公開できる仕組みを合わせて創設することも必要である。 イ 森林に関する専門人材の育成・確保と市町村への配置 市町村に伐採や路網整備の相談に行く、森林に関する専門人材がいないため、現実とかけ離れた要求や指導があり、説明に苦労しているとの声がある。このため、森林に関する専門人材の育成や企業OB等の活用により、全国の市町村への専門人材の配置を急ぐ必要がある。 ウ 林業機械の共同利用を推進する仕組みの構築 大規模な森林経営に必要な高性能林業機械については、これまで、国や自治体により購入費の助成が行われてきたが、事業者は現場の路網や生産規模に合わせて、多種多様な機械を使用するため、断続的な使用にならざるを得ず、稼働率は低い。このため、稼働率が一定程度を下回るものをリスト化し、森林組合等が所有・管理して必要な事業者に貸し出す、といった共同利用の仕組みを構築することが効果的である。	日本商工会議所	農林水産省 イ ウ	ア これまで、市町村を介して森林を集積・集約化し、意欲ある経営者に貸し出す仕組みは措置されていませんでした。 ア 所有者情報については、森林集約化を推進するため、平成28年5月に森林法を改正し、林地の所有者や境界の情報を地番ごとに整理した林地台帳を、民有林が所在するすべての市町村で整備する制度を創設し、平成31年4月から本格運用する予定です。 また、林地台帳の記載事項については、森林所有者の氏名、森林の所在、地番、地目及び面積などと規定されており、森林経営計画の認定を受けている森林組合や林業事業者等に対しては個人情報を含めた林地台帳の情報提供が可能となっています。 イ 市町村が、森林・林業に関して知識や経験を有する者の雇用等を通して、森林・林業行政の体制の充実を図ることができるよう、平成29年度に「地域林政アドバイザー制度」を創設しました。 また、森林に関する専門人材の育成として、森林技術総合研修所において、市町村職員等を対象に実務能力の向上を旨とした研修を実施しています。 ウ 高性能林業機械を導入する際は、事業申請時に事業者の経営判断により単独利用が共同利用のいずれかを選択する仕組みとなっていますが、生産性等の集約が計画に比べて低額となった場合などにおいては、改善に向けた取組の中で単独利用から共同利用に変更することも可能となっています。	ア 森林経営管理法(平成31年4月1日施行)において、森林所有者による経営管理が十分に行われていない森林について、市町村を介して意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託する「新たな森林管理システム」を創設することとしています。 さらに、現在、市町村が都道府県等と連携して林地台帳の整備を進めており、平成31年4月より林地台帳制度が本格運用できるよう、取り組んでいます。 また、集約化の取組を効果的に推進するためには、森林資源情報と所有者情報を一元化することが重要であり、林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステム整備についても支援しています。 イ 地域林政アドバイザー制度においては、企業OB等を含め、森林・林業に関して知識や経験を有する者の雇用等が可能。林野庁としても、制度の一層の活用に向け、市町村への技術者情報の提供に取り組んでまいります。 また、農林水産省所管の森林技術総合研修所において、市町村職員含む地方公共団体職員を対象とした森林・林業に関する技術習得に向けた研修を、年間50コース以上実施しています。その中には市町村職員を主な対象としたコースを設け、森林・林業の専門技術に精通し、市町村の森林・林業行政を円滑に運行できる人材の育成に取り組んでおります。 ウ 共同利用の仕組みの構築に当たって、高性能林業機械の稼働率を要件とするという御意見については、高性能林業機械の稼働率(生産性)は、機械が活用される森林の集約状況等に応じて大きく異なるものであるため、一律に特定の水準に設けて行うリスト化にはなじまないものと考えています。 効率的な森林整備や生産性向上のため、高性能林業機械が活用されるよう、現行の制度の下、今後も引き続き必要な指導を行っていきたく考えています。			
300416014	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	国有林の運営にコンセッション方式を導入すること	【要望内容】 国有林の産業化に向けた、国有林の運営へのコンセッション方式の導入 【理由】 国土の約7割を占める森林のうち、国有林は約3割(758万ha)を占める。この国有林を産業化するためには、民間事業者がその経営ノウハウを活かし、長期・大ロットで伐採から販売までを行うことが効果的である。このため、国有林について、所有と経営を分離し、林道の相互接続や伐採木の協調出荷など、国有林と民有林との連携も可能となる「コンセッション方式」を導入する必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	国民共道の財産である国有林については、森林の有する多面的機能の発揮や林業の成長産業化への貢献等を目的とした管理経営を行っているところです。この考えの下、公益重視の施策の結果得られる木材の持続的・計画的な供給を行っています。国有林では、林業の成長産業化に資することを目指し、地域における集約化の取組を支援するため、民有林と国有林が連携して森林共同地産地消を促進し、民有林と連携・連結した路網や中間土壌の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷等を推進しています。	検討着手	平成31年度から民有林において動き出す「新たな森林管理システム」の定着を後押しするため、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が新たな木材需要の拡大(製材工場等の整備による輸入材と競争力強化等)や生産性の向上等を図りながら、長期・大ロットで国有林の立木の伐採・販売を行うスキームの導入を検討してまいります。 (参考:平成30年度林政審議会本審議会平成30年4月13日配付資料 http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/)	◎	
300416025	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	「林業専用道」に重点を置いた路網の整備	【要望内容】 「林業専用道」に重点を置いた路網の整備 【理由】 森林経営の大規模化・集約化を促進するため、路網は、小型トラック中心の「森林作業道」を拡幅して、大型トラックが走行できる「林業専用道」にするなど、「林業専用道」に重点を置いて整備していく必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	林業専用道は、森林整備事業や農山漁村地域整備交付金等において、開設や森林作業道から林業専用道への改築等を実施することが可能です。	森林・林業基本法第7条、第12条 森林法第193条、森林法施行令第12条第2項	現行制度下で対応可能	林業専用道を含む林道の整備は、森林整備事業や農山漁村地域整備交付金等において、実施することが可能です。 また、平成29年度補正予算より、森林整備事業において、木材の大量運搬等に対応できるよう大型トラックが通行可能な幹線となる林道の整備を実施できるよう措置したところです。 これらの取組により、生産性の向上に資する林道の路網整備を推進してまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300416026	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	国有保安林の管理権限の都道府県への移譲	<p>【要望内容】 国有保安林の管理権限の都道府県への移譲</p> <p>【理由】 国有保安林の管理権限の都道府県への移譲</p> <p>路網整備にあたり、保安林の解除が必要な場合があるが、農林水産大臣が管理する保安林の場合は、手続に手間と時間がかかっている。林道の管理者が都道府県知事である場合、保安林の指定・解除も都道府県知事が一元的に行った方が合理的であるため、同権限を都道府県へ移譲するべきである。</p>	日本商工会議所	農林水産省	<p>保安林制度は、森林法(以下「法」という。))に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、その森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、一定の伐採・転用規制等を課すものです。</p> <p>保安林は、その指定の理由が消滅したときや公益上の理由により必要が生じたときには、法第26条・第26条の2に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が保安林の指定を解除できることとなっております。</p> <p>ただし、保安林内で森林の施業・管理に必要な施設として、路網整備を行う場合は、法第34条第2項の保安林内の土地の形質変更の許可を都道府県知事から得ることであり、保安林の指定の解除を待たずとも、実施可能です。</p>	森林法第26条、第34条	現行制度下で対応可能	<p>保安林は、保安林内での森林施業を排除するものではなく、保安林の指定施業要件として定められた立木の伐採の限度及び方法等の範囲内での森林施業を認めることにより、保安林の公益的機能の発揮と林業活動との両立を図っているものです。そのため、森林の施業・管理に必要な施設の設置については、保安林内の土地の形質変更の許可で実施することが可能であり、この場合、保安林の指定の解除は不要です。</p> <p>御提案の林道、林業専用道、森林作業道の路網を整備する際に、その車道幅員が4メートル以下である等の条件を満たす場合には、保安林の解除は要せず、都道府県知事の許可により設置することが可能です。</p> <p>なお、現在、新設される林道等は、保安林内の土地の形質変更の許可の基準に合致する規格で設計されているものと承知しております。保安林の解除を要する事例は、例えば許可の基準に合致しない規格の林道の改修工事に伴うものなどであり、事例としてほとんどありません(林道等に對する許可の件数が約9,000件/年に対して、保安林の解除件数は約3件/年(平成26年度から平成28年度の平均))。</p>	
300801001	30年8月1日	30年9月14日	30年10月30日	農林水産省の植物検疫行政について	<p>これまで農林水産省植物防疫所では、貨物・携帯品・郵便物で植物を輸入する場合、一部の植物を除いて検疫証明書が無くて輸入することができた。特に携帯品・郵便物については一回あたりの輸入量が少ないことから、証明書が無くてでも全量検査を行うことで問題がないとしていた。</p> <p>平成30年10月1日以降、貨物を除く携帯品・郵便物については、全ての植物について証明書が無いと輸入ができなくなりました。ただし貨物については、一部の植物を除いて証明書が無くてでも輸入することができる。</p> <p>(問題点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同じ植物でも携帯品・郵便物は証明書が無ければ輸入を認めず、貨物は証明書が無くてでも輸入を認めるという点は、明らかな2重行政である。 2. 法令順守であるならば貨物・携帯品・郵便物のすべてについて同じ扱いにするべき。 3. 例)ある商社Aの社員が手荷物でB国から殺菌剤C数グラムを商業サンプルとして日本に輸入した場合、全量検査してもB国の検疫証明書が無いと輸入が認められず没収となるが、商社Aが船積み貨物でB国から殺菌剤C数トンと日本に輸入した場合は、数十キロの検査でB国の検疫証明書が無くてでも輸入が認められる。 4. リスク管理が理由としながら、携帯品・郵便物は全量検査、貨物は抽出検査であり、同じ証明書が無い植物ならリスクは貨物の方が大きいのに矛盾する。 5. 企業に融通を利かせ一般市民に強権「貨物=企業 > 携帯品・郵便物=一般市民」な行政は公平公正ではなく明らかに不当行政である。 6. これだけ影響が大きい変更でありながら、対象となる一般市民への周知期間が2ヶ月間と短い。 7. 携帯品・郵便物の証明書に対応できない国があるのに、一般市民の弱者を切捨て一方的である。 8. 制度改正無く、携帯品・郵便物だけ証明書が無ければ輸入を認めないとするのは「これまで」も「これから」も制度上の問題がある。 9. 法令順守であれば、貨物についても証明書が無ければ輸入を認めなければ良いだけのこと。強者を救い、弱者を切捨てる理由にはならない。 	個人	農林水産省	<p>植物防疫法では、郵便物、携帯品、貨物といった輸入形態の別に問わず、全ての植物(病害虫の付着するおそれが少ない又はない植物(アーモンド、こしう、製材など)を除く。)は、検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確認し、又は信ずる旨を記載した輸出国政府機関が発行する検査証明書を添付しなければ輸入できないのが原則であり、例外事由も法律で定められています。</p> <p>また、検査の際は、告示で定めるところにより、郵便物、携帯品、貨物といった輸入形態の別に問わず、全ての荷口について輸入時に数量に応じて抽出検査をすることとされています。</p> <p>しかしながら、これまで、郵便物や携帯品で持ち込まれる少量の植物については、日本への輸入時に検査証明書が添付されていないことが判明した場合であっても、検疫有害動植物がネガティブリストだったため対象があまりに多かったことも考慮し、日本の植物検疫機関による綿密な検査に合格した場合は輸入を認めるという取扱いを行ってまいりました。</p> <p>近年、日本において、ジャガイモシロシストセンチュウ、ブラムボックスウイルス等の日本未発生の病害虫の侵入が相次いで確認されており、病害虫の侵入リスクの低減が強く求められています。また、検疫有害動植物についてもポジティブリストに改められました。</p> <p>このため、郵便物及び携帯品については入手経路が不透明な植物が持ち込まれやすくインパウンド旅客数の増加ともあいまって病害虫の侵入リスクが高いと考えられることから、上記取扱いを本年10月1日付で廃止し、検査証明書を求めることとしました。</p> <p>本件については、本年7月以降、植物防疫所のホームページや各空港におけるパンフレット配布による旅行者等への周知のほか、郵便物で植物を輸入した方への案内や、航空会社や旅行代理店等に対する説明を実施しています。</p>	植物防疫法(昭和25年法律第151号)第6条第1項 植物防疫法施行規則(昭和25年農林水産省令第73号)第5条の3 輸入植物検疫規程(昭和25年農林省告示第206号)第6条	対応	<p>病害虫の侵入が農畜生産に甚大な被害を及ぼし、防除に多額の費用を要している中、新たな病害虫の侵入を水際で食い止めることは、早急に対応すべき事柄です。</p> <p>このため、検査証明書の添付が必要な植物であって、輸入時の検査で検査証明書が添付されていない場合、日本の植物検疫機関による綿密な検査に合格した場合は輸入を認めていた貨物についても、検査証明書の添付を求めるよう見直しを行います。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300912012	30年9月12日	30年10月11日	30年11月27日	農地所有適格法人の要件緩和	農地所有適格法人の要件のうち、「農業関係者が議決権の過半を占めているものであること」を緩和する。 【提案理由】 ○農地所有適格法人には、事業・資本・役員等に関する要件がある。農業関係者(農家に従事する個人、農地の権利を提供した個人等)の資金力が乏しいため、農地所有適格法人を設立しようとしても、資本に関する要件「農業関係者が議決権の過半を占めているものであること」(注1)が充足できないケースがあり、農業への新規参入や農業者の法人化等が進まない一因となっている。 (注1)2016年4月に施行された農地法の改正により、農業関係者の議決権が3/4以上から過半に緩和された。 ○本要望が実現すれば、農業の生産性向上、6次産業化の促進、新たな担い手の確保、農業の規模拡大等に寄与する。 ○2009年の農地法改正により、リース方式による一般企業の農業参入が完全自由化されたものの、農地の返却を求められるリスクへの不安を持つ事業者が多い。計画的・継続的な取組みを進めるため、リース方式ではなく農地取得により農業に参入したいとのニーズがある。 ○農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、既に国家戦略特区法により兵庫養父市にて試験的な事業(注2)が行われており、少なくとも本事業を全国展開していきたい。 (注2)地公体が買い取った農地について、農地所有適格法人の要件を満たさない企業が所有権を取得することができる事業(不適切な農地利用があった際に所有権を当該地公体に戻すこと等を条件とする)。2018年3月末時点で5社が合計約1.35haの農地を取得しており、養父市は「本事業が全国展開されれば大きな効果がある」としている。 ○例えば、食品関連企業には、生産者の高齢化や後継者不足から今後の生産が減少し、原料の確保が難しくなるなどの懸念があり、農業関係者と連携して農地を所有し継続的かつ安定的に農業経営を行いたいニーズがある。	一般社団法人全国地方銀行協会	農林水産省	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	1 農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されたところ。 2 さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫養父市において行うこととしたところ。 3 農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないかという農業・農村現場の懸念があることから、まずは、これらの見直しの現場での実施状況を見てまいりたい。		
300928034	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	農地法転用許可申請時に添付する資金証明書について	農地法転用許可申請には農地法施行規則第30条第4号の規定により、転用行為に充てる資金の裏付けとして資金証明書が法定添付書類となっておりますが、この資金がどんなに少額でも添付を求められているのが現状です。たとえば、20万円の資金証明のために1000万円の残高がある残高証明書や預金通帳の写しを添付したりしています。通帳の写しの場合、様々な出入金の記録があり、個人情報も多く出るだけ他人には見せたくない物です。800万円要する資金のため、100万円を証明するならまだしも、わずか20万円のために個人情報流出のリスクを冒させる必要があるのでしょうか。また、残高証明書の発行手数料の負担が必要でしょうか。 よって、少額の資金の場合、申請人の負担軽減の観点からも資金証明書の添付を不要とするなどの取扱いに変更すべきだと考えます。このままではアンバランスが過ぎると考えます。	日本行政書士会連合会	農林水産省	農地法施行規則第30条第4号、第57条第2項第1号	その他	農地は、国内の農業生産の基盤であり、かつ、限りある貴重な資源であることから、農地転用許可制度においては、許可を受けた後に遊休化することなく許可申請に係る用途に供することが確実かどうかの判断の一つとして資力及び信用の面から確認しているものです。 このため、農地法施行規則第30条第4号又は第57条の2第2項第1号において、申請書に記載された申請者からの申出による事業に必要な資金計画の資力を裏付けするための書面として資力及び信用があることを証する書面の添付を求めているところです。 資力及び信用は、申請者によって様々であり、金額の多寡によらず、申請者の申出のみでは、客観的な裏付けがなく、資力及び信用があることを適切に証明することは困難であることを御理解願います。 なお、資力及び信用があることを証する書面については、添付不要とすることはできませんが、農地法関係事務処理要領で例示としてお示している融資証明書に限らず、資金計画を客観的に裏付けするものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟に対応することができるものことから、このことを更に周知するとします。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928136	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条)</p> <p>【具体的要望内容】 外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃。</p> <p>【要望理由】 まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大衆であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当事者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。また、デリバティブ取引の勧誘等を行うに当たり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。この様な中で、商先法においては、商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求め、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、一万人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比、多大な労力とコストが生じている状況。わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。</p>	都銀懇話会	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとされ、同条第7項において、その登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされています。	商品先物取引法第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。		
300928160	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	農業振興地域除外における受付回数及び審査期間の改善について	<p>農業振興地域(甲種農地)へ出店を試みるに当たり、除外申請を行う際に、年に2回の受付に対し、農業委員会の審査期間が約4ヶ月〜半年と長し、地域のライフラインを担う我々日用品を販売する店舗においては、非常に出店が鈍化している。これら、受付時期の回数の見直しや農業委員会の審査期間を短縮する等の改善をすれば、地域のライフライン構築に貢献ができるため、ご検討をいただきたい。</p> <p>【参考】農業振興地域の目的 自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に關し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省	農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)に係る年間の受付回数や、審査期間については、法令等による定めはなく、市町村の運用によることとなっております。	農業振興地域制度	現行制度 審査期間 可能	農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)に係る年間の受付回数や、審査期間については、法令等による定めはなく、市町村の運用によることとなっております。一方、農業振興地域整備計画の変更に係る手続に一定の時間を要する中で、事務下で対応可能なため、農林水産省としても農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続の迅速化について(平成30年3月30日農振第2589号)を発出し、農用地区域からの除外に係る希望の早期把握や農業振興地域整備計画の変更手続に係る期間の短縮に向けた取り組みをおこなっております。		
300928181	30年9月28日	30年11月16日	30年12月18日	外国人正社員の受け入れ促進について	現在、「技術・人文知識・国際業務」のビザにて就労している正社員はいるものの、「技術・人文知識・国際業務」のビザ取得が難しく、大卒以上の資格等、細かい規定があり多くの人材を雇用することが困難である。製造の現場にて「日本人と肩並べよう」に働きながら、作業、技術、衛生管理等をマスターし、同じ外国人従業員に教育指導することができる新たな就労ビザの新設をご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 農林水産省	出入国管理及び難民認定法第2.第7条、別表第1 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令に定められています。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令に定められています。	出入国管理及び難民認定法第19条第5項	検討し着手	製造業においても、従事しようとする業務が出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」等に該当し、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の要件に適合する場合には、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を決定して入国・在留を認めています。また、「骨太の方針2018」において、「真に必要な分野に着目し、移民施策とは異なるものとして、外国人材の受け入れを拡大するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受け入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に關し、就労を目的とした新たな在留資格を創設するとされたことを受けて新たな在留資格「特定技能」を新設する出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が第197回国会(臨時会)で成立し、平成31年4月の施行に向け、準備を行っています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
300928190	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	環境法令全般における各定期報告を事業所ナンバー制度による一元的な申請体制の構築について	①現状、環境法令(廃掃法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正フロン法等)に関する定期報告書の提出先において、廃掃法、地球温暖化対策法は各地方自治体への報告となっており、また、省エネ法、食品リサイクル法、改正フロン法は各省庁(国)への提出となっている。規制の種類が異なることはもちろんであるが、環境の観点から、関連した内容であると考え、国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、報告先も国、地方自治体に分かれているため、重複した作業となり業務負担や間違いを起すケースもある。 ②環境法規に使用するデータはあくまで、一位データ(光熱使用量、産業廃棄物排出量等)となる。各省庁に含めた報告書ではなく、各事業所(者)がそのデータを記入でき、一元的に管理できる事業所単位のサイトを構築し、国、地方自治体の個別報告の一元化を図っていただきたい。 ③報告書類のペーパー化及び統一データ管理によるドキュメント作成への重複作業削減と簡素化により業務が効率化され、履歴管理が官民統一に可能となる。昨今、どの事業者も、環境に関わる報告書が多岐に渡り、その整理、作成が省エネ活動以上に、努力を要している。その効率化を、本来の省エネ活動へ向けたい。更に、そのサイトにて、不足の内容及び改善指示、伝達を行っていたければ、法改正への対応、地方自治体からの個別内容も事業所(者)単位にて把握できると考える。	(一社)日本フロンチャイムフェーン協会	農林水産省 環境省	農産物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項、第12条第10項、第12条の2第11項 食品循環資源の再生利用等の促進(温対法)第26条 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第22条の2 地球温暖化対策法の推進に関する法律(温対法)第26条 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第22条の2 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。	環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先についても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の設定や情報管理等がなされているため、ご提案のように、全ての環境法令に係る定期報告等を一元的に管理できるようにすることは困難です。 但し、関連した取組として、例えば、省エネ法、温対法、フロン排出抑制法に基づく報告書については、共通の電子報告システムを活用しており、共通のID・パスワードを使用できるようにする等、可能なものは合理化しております。 また、省エネ法、温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告における事業者の行政手続コスト削減については、「経済産業省の基本計画(憲法の許認可)」(平成30年3月)において、経済産業省・環境省で連携して取り組んでいくこととしています。更に「第10回行政手続部会」(平成30年6月25日)において、回答させていただきました。 「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、省エネ法、温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告を、共通のインターフェースで行うことができるよう、システム等の抜本的な改革及び当該システムに対応した共通様式の作成を検討してまいります(現行の予定では、最遅で2021年度に次期システム運用開始。なお、当面の取組として、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については当該報告書を添付すればよいこととする。あるいは、省エネ法報告書から報告先の地方自治体の区域区分のみを切り分けた報告書で足りる項目については当該報告書を提出すればよいこととする(それでは足りない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要)といった対応を明示して、今年度中に自治体と協力依頼を行うことを検討。)	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/gyouiseicou/Files/basic_plan_licensin.pdf 第10回行政手続部会 議事次第 http://www8.cao.go.jp/kisai-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20180625/agenda.html	
300928194	30年9月28日	31年2月8日	31年4月5日	食品リサイクルにおける収集運搬について	食品ロスが目目される中、ロスを削減することはできても、ゼロにはできない。少しでも有効活用を図るためにリサイクルを推進しているが、食品リサイクル施設の有無や規模、コスト等の問題から、リサイクルを進めたいとの意思はあっても取り組めないことも事実である。一定の認可を受けた食品リサイクル施設に入れる場合は、廃掃法の対象から除外する等、リサイクルが促進される柔軟な制度変更が必須であると考え、現状のままでは、過度な経済的負担を事業者が強いることになり、これ以上のリサイクル率の向上は見込めない。	(一社)日本フロンチャイムフェーン協会	農林水産省 環境省	【農林水産省】 食品リサイクル法では、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用を促進するため、「登録再生利用事業者制度」及び「再生利用事業計画認定制度」を設けています。 この登録又は認定を受けた場合は、廃棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可を一部不要とする特例を受けることができます。 【環境省】 食品リサイクル法では、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用を促進するため、「登録再生利用事業者制度」及び「再生利用事業計画認定制度」を設けております。同制度において登録・認定された施設に一般廃棄物を搬入する場合は、廃棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可を一部不要とする特例措置などにより再生利用等の促進に努めております。	・食品リサイクル法第21条第1項	【農林水産省】 登録再生利用事業者制度や再生利用事業計画認定制度において登録・認定された施設に一般廃棄物を搬入する場合は、廃棄物処理法上の特例措置を設けるなどにより再生利用等の促進に努めております。 また、登録再生利用事業者の育成・確保については、食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同委員会において検討されている食品リサイクル法の基本方針の改定案においても、「登録再生利用事業者が存在しない地域などがあることから、国は、そのような地域を中心に同制度の普及啓発を行うこととされております。加えて、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の委託又は食品循環資源の譲渡に当たって、その委託先又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくよう努めることとされています。 【環境省】 食品リサイクル法基本方針では、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に当たっての主体的な役割を担う責務があり、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取組むこととされています。他方、食品リサイクル法の見直しに係る食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同委員会においては、食品循環資源の再生利用の阻害要因として、再生利用に係る費用と比較し一般廃棄物処理料金が低い場合があること、再生利用施設の不不足等が指摘されており、これを踏まえ、同法基本方針改定案として以下の取組等を行うこととされています。 ・国は、再生利用施設等の整備や既存施設の有効活用等地域の実情に応じた意図的な取組を行う市町村に対する支援や、民間事業者が設置する再生利用施設の整備について支援を行う ・国は、登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域などがあることから、そのような地域を中心に登録再生利用事業者制度の普及啓発を行う。 ・市町村は、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえつつ、その処理に係る原価相当の料金を徴収するよう努める。 ・国は、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の委託や譲渡に当たって、その委託・譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくよう努める。 上記を踏まえつつ、今後策定される基本方針に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に取り組んでまいります。	
310206015	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	農地の定義の明確化	【提案の具体的内容】 農地法第2条第1項にて定義されている「農地」について、その基準を明確化、統一化すべきである。 【提案理由】 農地に関する明確な定義がないため、例えば農地と認められた農業用ハウスに設置されている「前室」(灌水装置やPC等環境制御システムの制御機器、原水タンク、肥料等の栽培資材の保管ならびに栽培のための作業をする施設)の取り扱いが自治体により異なっており、ある地域では「農業用施設」と判断され、外壁の変更等、追加の手間・費用負担が生じたケースがある。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	農地法上、「農地」とは、「耕作の目的に供される土地」と定義されています。 また、その農地の農作物の栽培のため、その農地に道路、水路、機械、設備等を設置している用地部分については、 ① 当該部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、 ② かつ、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないときは、 当該部分も含めて全体を農地としての農地として取り扱って差し支えないこととされています(平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長通知)。	農地法第2条第1項	1 農地に附帯設備を設置した場合における農地法上の取扱いの判断基準については、平成14年の構造改善課長通知により、既に明確化しているところ。 2 一方、一部の市町村において、温室に道路からの進入路を設置し、その用地部分をコンクリートで舗装した事例において、当該進入路が農作物の栽培に必要な不可欠なものであり、かつ、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められないものであっても、コンクリートで舗装したことをもって、一律に農地として取り扱われないこととしているものが見受けられたことから、平成31年3月に通知を发出し、このような取扱いには適切ではない旨、明確化したところ。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
310206016	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	農地所有適格法人の構成員・議決権要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】 農地所有適格法人の設立に必要な要件のうち、構成員・議決権に関する要件「農業関係者(常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等)の議決権が総議決権の1/2を超えること」を緩和し、1/2未満であっても農地所有を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 農地所有適格法人には、事業、構成員・議決権、役員等に関する要件が定められている。このうち、構成員・議決権要件は、農業関係者の議決権が総議決権の1/2を超えるものであることが定められている。しかし、農業関係者は資金力が乏しいためにこの要件が充足できないケースがあり、農業への新規参入や農業者の法人化等が進まない一因となっている。また、一般企業としても、リース方式による農業参入が認められているものの、農地の返却を求められるリスクへの不安を持つ事業者が多く、計画的・継続的な取組みを進めるため、リース方式ではなく農地所有により農業に参入したいとのニーズがある。現在、国家戦略特区に指定されている兵庫県養父市にて、農地所有適格法人の要件を満たさない企業による農地所有権取得を認める試験的な事業が行われており、複数の企業が構成員・議決権要件の緩和を適用して農業に参入しており、養父市は「本事業が全国展開されれば大きな効果がある」としている。この要件緩和により、農業規模拡大による生産性向上や六次産業化の促進につながるほか、生産者の高齢化や後継者不足に対応した新たな担い手の確保が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	<p>1 農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されたところであるが、平成29年1月時点の活用実績は、株式会社形態の法人(11,728法人)のうち1.1% (123法人)と低調。</p> <p>2 さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市において行うこととしたところであるが、平成30年6月時点において、特例を活用している5法人が所有している農地の面積は、経営面積全体(21ha)のうち6%程度(1.32ha)と低調。</p> <p>3 地方、経営ノウハウを円滑に共有する観点から、親子会社における役員の農業常時従事要件を緩和してほしいという農業経営上の新たなニーズが見受けられたことから、これらについて規制改革推進会議とも議論した上で、農地中間管理機構法の5年後見直しにより、農地所有適格法人の役員の農業常時従事要件を特例的に緩和する改正法案を次期通常国会に提出することとしたところ。</p> <p>4 なお、農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないかと農業者、農村現場の懸念があることから、慎重に検討してまいりたい。</p>	
310206017	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	農業用施設基準の緩和	<p>【提案の具体的内容】 農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号において定義されている「農業用施設」について、生産等に必要データの集約施設やオペレーター室、従業員の着替え等に利用する施設も該当するよう、定義を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号において、「農業用施設」は、「農畜産物の生産・集荷・調整・貯蔵又は出荷の用に供する施設(畜舎、温室、農産物集出荷施設など)」、「農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設(たい肥倉、農機具収納施設など)」、「耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する1製造・加工施設、販売施設(ととに一定の条件有り)及び「廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設」と定められている。このため、生産等に必要データの集約施設やオペレーター室、従業員の着替え等に利用する施設(シャワー室やトイレ等)については「農業用施設」と認められず、市街地に介在する農地を除き、農地に設置することができないケースがある。企業や大規模法人による農業を想定した規定へと緩和すべきである。この緩和が実現すれば、農地の柔軟な活用が進み、生産性向上につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	現行制度下で対応可能	<p>・農業用施設用地は、農業振興地域の整備に関する法律(第3条第4号)において、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林水産省令で定めるものの用に供される土地と指定されています。</p> <p>・この「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設」として、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(第1条第1号)においては、農畜産物の生産等の用に供する施設が規定されており、御提案の生産等に必要データの集約施設やオペレーター室もこれに該当します。また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(第1条第5号)において、農用地又は農業用施設に附帯して設置される休憩所、便所等が規定されており、御提案の従業員の着替え等に利用する施設も、これに該当します。</p> <p>・さらに、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付付12機改C第261号農林水産省構造改訂局長通知)においても、農業用施設用地の範囲、農業用施設用地例等を記載し、地方公共団体に周知しています。</p>	
310206022	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	食品表示基準違反に際しての「指示及び指導ならびに公表の指針」の見直し	<p>【提案の具体的内容】 食品表示基準違反に際しての指針となる「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」において、安全性に関わらない単純ミス時の商品の撤去等の規定を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 食品表示上の単純ミスであっても、商品の撤去等により事実上の自主回収を行わなければならないため、食品製造業者の自主回収は年間700~800件に上り、事業者にとって多大なコストとなると同時に、フードロスにもつながっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	消費者庁 農林水産省	「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」	対応不可	<p>たとえ安全性に関わらない単純ミスの商品であっても、誤った表示のまま店頭に並んだ場合、消費者による自主的かつ合理的な食品の選択を妨げます。そのため、表示に誤りがあった場合には表示の是正をお願いしているところですが、なお、事業者は自主的な判断に基づき、表示の是正の手段として、商品の撤去だけに限らず、ラベルの貼り替え等による対応も可能です。</p>	
310206023	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	でん粉の価格調整制度の見直し	<p>【提案の具体的内容】 国内生産者保護のために設けられているでん粉の価格調整制度について、将来的な廃止も念頭に見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 でん粉の原料は、輸入トウモロコシから製造されたコーンスターチ、或は国内産芋でん粉であるが、コーンスターチと国内産芋でん粉には、大幅な内外価格差が存在するため価格の安い輸入トウモロコシ等から「調整金」を徴収し、国内の馬鈴薯・甘藷生産者や国内産芋でん粉製造業者保護のための財源として使われている。当業界は、コーンスターチを工業用薬品として使用しているが、企業がコーンスターチメーカーと価格交渉を行う場合、本制度があるために価格が一定水準以下とはならず、企業の国際競争力が低下する事態を招いている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第27条、第33条、第35条	対応不可	<p>でん粉は、国民生活上なくてはならない基礎的物資であり、我が国食料安全保障上も極めて重要な品目であることから、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。また、原料となるかんしょ及びばれいしょは、関連産業とともに九州及び北海道の地域経済や地域の雇用を維持するため極めて重要な作物です。</p> <p>また、これらの作物には国内生産者の経営努力では埋めることのできない内外の競争条件の格差が存在するため、国内産でもでん粉の安定供給、自給率の向上、及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の安定的な運営が必要で、</p> <p>他方、調整金は輸入者ひいてはユーザーに御負担いただくものであることから、生産性の向上等により交付金の縮減を図り、調整金負担を軽減していくことは重要と認識しており、引き続き調整金負担の軽減が図られるよう、国内のでん粉原料用いも生産を振興していきたいと考えておりますので、御理解願います。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310226003	31年2月26日	31年3月22日	31年5月24日	農地転用許可要件の緩和(農振農用地区域内農地及び第1種農地)	・農振農用地区域内農地及び第1種農地における農地の工場用地への農地転用の許可要件を緩和してほしい。 ・工場地近隣や、アクセスが良い新東名IC周辺の農地であっても、農振農用地区域内農地や第1種農地の場合には、農地転用が難しく、やむなく遠隔地に工場が点在するケースも多い。 ・要件が緩和されれば、生産、企業の効率化に繋がる。	民間企業	農林水産省	農地を工場用地に転用する場合には、農地転用許可の基準を満たした上で、都道府県知事又は指定市町村の長の許可を受ける必要があります。	農地法第4条第6項又は同法第5条第2項	現行制度下で対応可能	農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしています。一方、地域の経済活動等のニーズにも配慮して調整を行う仕組みとしており、農業振興地域の農用地区域内の農地及び第1種農地を工場用地に転用する場合には、次のように対応することが可能となっています。 ① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号)第8条に規定する農用地区域内にある農地である場合には、周辺農地の効率的な利用に支障がないこと、土地改良事業完了後8年を経過していること等の一定の要件を満たせば、都道府県知事の同意を得て農用地区域から除外することができます。 ② 第1種農地である場合は、例えば、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)に基づく実施計画に位置付けられる場合又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づく地域経済牽引事業計画に位置付けられる場合には、転用を許可することができます。	
310226004	31年2月26日	31年3月22日	31年5月24日	農地耕作条件改善事業交付金にかかる土地利用制限の緩和	・当交付金を受けた農地について、農地以外の土地利用をする場合に対する交付金返還措置の弾力的な運用を要望する。 ・地域活性化の観点から、オリーブの栽培・オリーブオイルの生産・販売、観光農園の経営など6次産業化を進めている。 ・オリーブ園として使用中に農地のうち、一部を搾油所等の事業のため土地利用を検討しているが、「農地耕作条件改善事業交付金」を受けて盛り土を行った区域については規制があるため整備できない状況にある。	民間企業	農林水産省	農地耕作条件改善事業においては、実施要領において、補助金交付の目的が達成されるよう、整備後の農地に対して、一定の規制を設けています。具体的には、整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、原則として、当該補助金を返還すること等を求めています。	—	現行制度下で対応可能	農地耕作条件改善事業の実施要領に定めている通り、受益地における農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であつて、地方農政局長等が相当と認める場合等には、補助金返還の例外としているところであり、地方農政局や関係機関とよく御相談いただきたい。	
310226005	31年2月26日	31年3月22日	31年5月24日	国有林の入林要件の緩和	・国有林の入林要件の緩和を提案する。 ・現状伊豆半島国有林は柵で囲まれ原則入林禁止になっているが、西伊豆から東伊豆に連なる国有林には原生林もあり観光資源として高い潜在力がある。 ・今でも林野庁への国有林の活用の申し入れを試みるも過去に例がないため進展していない。 ・国有林が活用できれば、古道再生、トレイルツアアへの活用をはじめとする観光などの新たな事業の展開が可能となる。	民間企業	農林水産省	国有林への入林については、原則、入林届の提出をお願いしていますが、希少動植物の保護や原生的自然の保護が必要な場合と、入林者の安全確保や国有林野の適切な管理に特に必要な場合を除き、立入制限を行うことはありません。 その上で、伊豆半島の国有林においては、一部、シカの被害防止のための防護柵を設置していますが、立入禁止措置としての柵は設置しておらず、入林届の提出があれば、原則、入林することが可能です(レクリエーションの森、スキー場、野営場、登山道等、森林管理署長等が認めた広く一般公衆が利用できる地域に、レクリエーションを目的として入林する場合は届出不要)。	森林管理局国有林野管理規則第81条第83条	事実確認	国有林の入林要件緩和のご提案ですが、広く一般公衆が利用できる地域に、レクリエーションを目的として入林する場合は手続きが不要であり、その他の地域についても届出制としております。伊豆半島の国有林における手続きについては、関東森林管理局、伊豆森林管理署にご確認ください。	